

板橋区政策会議設置要綱

(平成 23 年 9 月 5 日 区長決定)

(設置目的)

第 1 条 区政の重要課題及び区長の特命事項に対する全庁的な調整を迅速に行うとともに、区長マニフェスト実現のためのトップマネジメントを補佐し、併せて、今後の人口変化や区の財政状況を見据え、将来にわたる区の持続的な発展を担保しつつ、区民の負託に応じていく取組みにかかる研究の充実を図るため、板橋区政策会議（以下「政策会議」という。）を設置する。

(政策会議の構成)

第 2 条 政策会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、区長とする。

3 副会長は、副区長とする。

4 委員は、政策経営部長、政策経営部政策企画課長、同部経営改革推進課長、同部財政課長の職にある者とする。

5 前項に掲げる者のほか、会長は、必要と認める者を委員に指名することができる。

(所掌事項)

第 3 条 政策会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 区長マニフェスト実現のための政策形成に関すること。

(2) 部（東京都板橋区組織条例（昭和 39 年板橋区条例第 50 号）第 1 条の規定により設置した部並びにまちづくり推進室、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局をいう。以下同じ。）を横断して取り組むべき区政の重要課題の調整に関すること。

(3) 区長特命事項の調整に関すること。

(4) 区の持続的な発展を可能とする取組みについての調査・研究に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(政策会議の招集等)

第 4 条 会長は、必要に応じて政策会議を招集し、これを主宰する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長が必要と認めたときは、関係職員を政策会議に出席させ意見を聞くことができる。

(政策アドバイザーからの助言)

第 5 条 第 3 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる事項について、優れた識見を有する者（以下、「政策アドバイザー」という。）から、必要に応じて専門的知見による助言及び提案（以下「助言等」という。）を得ることができる。

(政策アドバイザーの招致)

第6条 政策アドバイザーから助言等を得る必要があるときは、区職員以外の者であって、優れた識見を有するもののうちから会長が招致する。

(政策アドバイザーに助言等を求める方法等)

第7条 政策アドバイザーの所掌事項は、第3条第1号、第4号及び第5号に掲げる事項についての具体的な助言等に関することとする。

- 2 政策アドバイザーからの助言等は、原則として政策会議において受けるものとする。ただし、政策会議が認める場合は、政策会議以外の場において、対面により助言等を受けることができる。
- 3 前号但し書きにおいて政策アドバイザーから助言等を受けた場合は、その内容を速やかに会長へ報告するものとする。

(下部組織)

第8条 第3条に掲げる所掌事項の具体的な検討にあたって、政策会議の下に検討会を設けることができる。

(検討会の構成)

第9条 検討会の検討課題及び構成は、政策会議において決定する。

- 2 検討会の座長は、検討課題に関連する部の部長の職にある者の中から会長が指名する。
- 3 検討会の副座長は、検討課題に関連する部の部長又は課長の職にある者の中から会長が指名する。
- 4 検討会は、検討課題の調査・研究にあたって、検討課題に関連する部の職員をもって、検討会の下に研究チームを設置することができる。

(検討会の所掌事項)

第10条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 政策会議から下命された検討課題についての具体的な調査・研究・調整に関すること。
- (2) 調査・研究・調整の結果を政策会議へ報告すること。
- (3) その他、政策会議からの指示に関すること。

(庶務)

第11条 政策会議の庶務は、政策経営部政策企画課及び同部経営改革推進課において処理する。

- 2 検討会の庶務を処理する課は、検討会の座長が所管する部に属する課の中から政策会議において決定する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成26年1月22日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この要綱の一部改正は、平成28年3月31日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和元年6月24日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年5月15日から施行する。